

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月25日
【会社名】	日本ペイント株式会社
【英訳名】	NIPPON PAINT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒 井 健 二
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北2丁目1番2号
【電話番号】	(06) 6455 9141
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 赤 木 勤
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南品川4丁目1番15号
【電話番号】	(03) 3740 1110
【事務連絡者氏名】	東京事業所長 山 口 一 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本ペイント株式会社東京事業所 (東京都品川区南品川4丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月3日付をもって提出した有価証券届出書(なお、平成26年2月3日付、平成26年2月5日付、平成26年2月6日付、平成26年2月7日付、平成26年2月10日付、平成26年2月14日付、平成26年2月25日付及び平成26年3月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正されております。)の記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため、また当該有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年3月25日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該臨時報告書の訂正報告書を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部〔証券情報〕

〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕

(訂正前)

< 前略 >

(b)類似会社比較法：812億円～1,087億円

類似会社比較法では、平成26年1月30日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象合併会社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性及び収益性等を示す財務指標を踏まえ、各対象合併会社の利益予測から算定した譲渡対象持分相当分の利益予測から、対象合併会社全体の譲渡対象持分相当分の価値を算出しております。なお、シナジー効果は長期間にわたって段階的に発現することが見込まれるのに対し、本分析は近い将来の利益予測のみを使用する手法であるため、シナジー効果は勘案していません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(b)類似会社比較法：815億円～1,126億円

類似会社比較法では、平成26年1月30日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象合併会社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性及び収益性等を示す財務指標を踏まえ、各対象合併会社の利益予測から算定した譲渡対象持分相当分の利益予測から、対象合併会社全体の譲渡対象持分相当分の価値を算出しております。なお、シナジー効果は長期間にわたって段階的に発現することが見込まれるのに対し、本分析は近い将来の利益予測のみを使用する手法であるため、シナジー効果は勘案していません。

< 後略 >

第3〔第三者割当の場合の特記事項〕

1〔割当予定先の状況〕

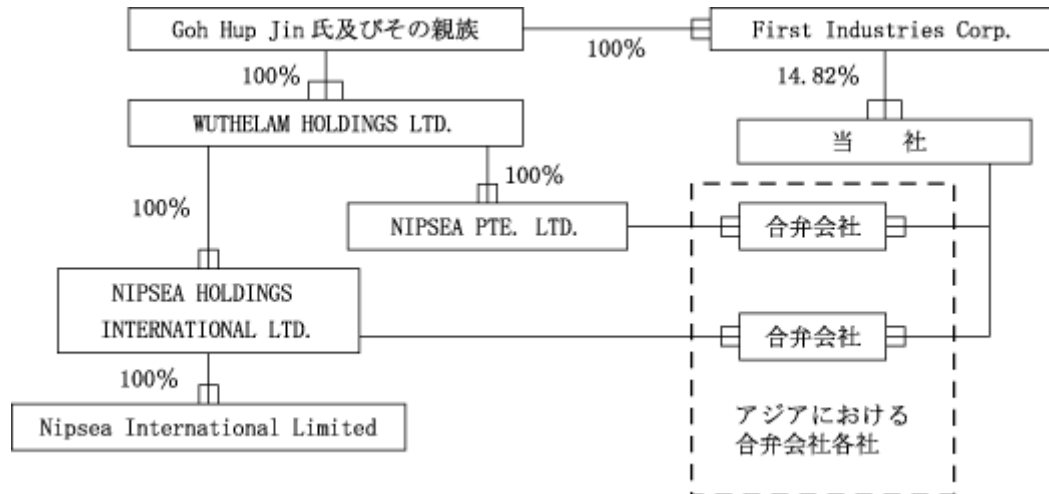
(訂正前)

a. 割当予定先の概要	名称	Nipsea International Limited	
	本店の所在地	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当なし	
	代表者の役職及び氏名	Director Goh Hup Jin	
	資本金	HK\$1,450,000,000	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及び出資比率	Nipsea Holdings International Ltd. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 本有価証券届出書提出日現在における記載であります。

c. 割当予定先の選定理由

Wuthelamグループは、シンガポール及び香港の子会社を通じ東南アジアにおいて塗料事業を中心に展開する企業集団で、当社とは1960年代よりアジア地域において塗料の合弁事業を展開している戦略的パートナーであり、Wuthelamグループを率いるGoh Hup Jin氏は、本有価証券届出書提出日時点における当社の筆頭株主であるFirst Industries Corp.の代表でもあります。同合弁事業は、双方のリソースを活用しながら、アジア圏の経済発展に伴い継続的な成長を遂げてまいりました。合弁事業が取り扱う建築用等塗料事業等が好調であるなど事業環境は良好に推移しており、同合弁事業は展開する各国の経済成長を上回る速度で成長を遂げており、当社における重要事業と位置付けております。Wuthelamグループ及びFirst Industries Corp.等の資本関係の概要は以下のとおりです。



< 後略 >

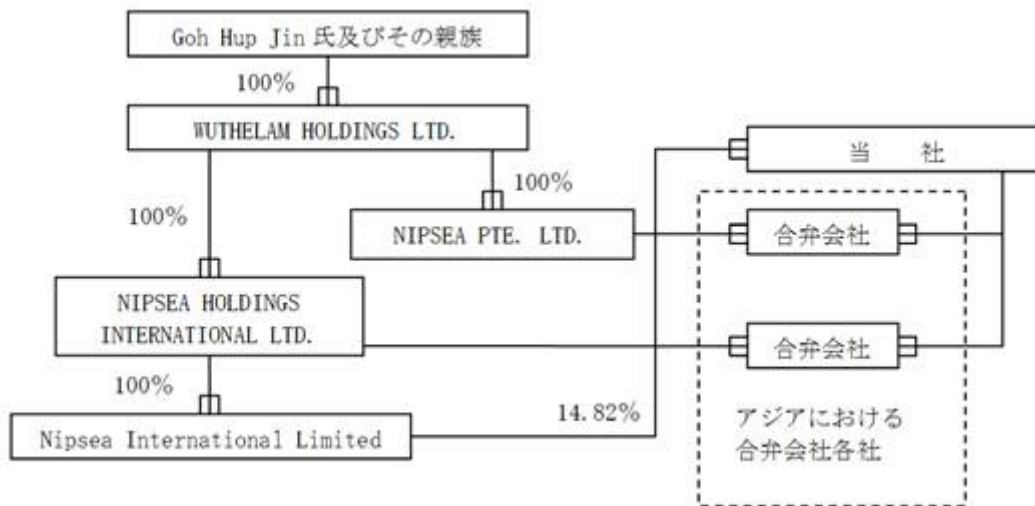
(訂正後)

a. 割当予定先の概要	名称	Nipsea International Limited	
	本店の所在地	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当なし	
	代表者の役職及び氏名	Director Goh Hup Jin	
	資本金	HK\$1,450,000,000	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及び出資比率	Nipsea Holdings International Ltd. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	38,516,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 本有価証券届出書提出日現在における記載であります。但し、「割当予定先が保有している当社の株式の数」は、Nipsea International Limitedが平成26年3月19日付で提出した大量保有報告書を基準として記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

Wuthelamグループは、シンガポール及び香港の子会社を通じ東南アジアにおいて塗料事業を中心に展開する企業集団で、当社とは1960年代よりアジア地域において塗料の合弁事業を展開している戦略的パートナーです。同合弁事業は、双方のリソースを活用しながら、アジア圏の経済発展に伴い継続的な成長を遂げてまいりました。合弁事業が取り扱う建築用等塗料事業等が好調であるなど事業環境は良好に推移しており、同合弁事業は展開する各国の経済成長を上回る速度で成長を遂げており、当社における重要事業と位置付けております。Wuthelamグループの資本関係の概要は以下のとおりです。



< 後略 >

5〔第三者割当後の大株主の状況〕

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%)
Nipsea International Limited	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	-	-	60,000	18.76
FIRST INDUSTRIES CORP. (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	VANTERPOOL PLAZA, 2ND FLOOR, WICKHAMS CAY I, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都品川区東品 川2丁目3番14号)	38,516	14.82	38,516	12.04
ナテイクシス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸 の内2丁目7番1号 決済事業部)	13,001	5.00	13,001	4.06
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	12,774	4.92	12,774	3.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8番11号	11,488	4.42	11,488	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号 日本生命証券管理部 内	11,101	4.27	11,101	3.47
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都中央区築地7 丁目18-24 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	10,750	4.14	10,750	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の 内1丁目1番2号	9,999	3.85	9,999	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号	7,133	2.75	7,133	2.23
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の 内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	7,053	2.71	7,053	2.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	5,109	1.97	5,109	1.60
計	-	126,925	48.85	186,925	58.44

- (注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映しております。
4 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
Nipsea International Limited	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	38,516	14.82	98,516	30.80
ナテイクシス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸 の内2丁目7番1号 決済事業部)	13,001	5.00	13,001	4.06
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	12,774	4.92	12,774	3.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8番11号	11,488	4.42	11,488	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号 日本生命証券管理部 内	11,101	4.27	11,101	3.47
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都中央区築地7 丁目18-24 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	10,750	4.14	10,750	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の 内1丁目1番2号	9,999	3.85	9,999	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号	7,133	2.75	7,133	2.23
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の 内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	7,053	2.71	7,053	2.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	5,109	1.97	5,109	1.60
計	-	126,925	48.85	186,925	58.44

- (注) 1 平成25年9月30日現在の株主名簿並びにNipsea International Limitedが平成26年3月19日付で提出した大量保有報告書及びFirst Industries Corp.が平成26年3月19日付で提出した大量保有報告書(変更報告書)を基準として記載しております。
- 2 所有株式数及び割当後の所有株式数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
- 3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本第三者割当増資による異動を反映しております。
- 4 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

第三部〔参照情報〕

第1〔参照書類〕

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

<前略>

5〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

6〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

7〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月10日に関東財務局長に提出

8〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月7日に関東財務局長に提出

9〔訂正報告書〕

訂正報告書(上記7の臨時報告書の訂正報告書)を平成26年2月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

<前略>

5〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

6〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出

7〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月10日に関東財務局長に提出

8〔臨時報告書〕

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月7日に関東財務局長に提出

9〔訂正報告書〕

訂正報告書（上記7の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年2月25日に関東財務局長に提出

10〔訂正報告書〕

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年3月25日に関東財務局長に提出